

MEL 養殖認証規格案に対する意見対応表

対応箇所・番号	提示概要	修正案	対応
はじめに	FAOの養殖認証指針第17条に掲げる基本原則を適応することを明記すべき		ご指摘を踏まえ、当該文章を修正する。
認証の範囲及び単位	日本以外で行われる養殖業に関する表現が曖昧	「これに類似」、「考慮する」の意味が明らかではない。	ご指摘を踏まえ、当該部分を削除する。
原則1「養殖生産活動の社会的責任」	国内法だけでなく、関連するILO諸条約の遵守も盛り込むべき		我が国の国内法は国際条約に対応しており、ILO諸条約についても関連法規はこれを沿ったものと解する。
原則2「養殖対象動物の健康と福祉に関する配慮」	2.1.2について、適切な生け簀面積や飼育密度の定義や指標を示すべき		生け簀面積や飼育密度を適正に、またよりストレスの少ない飼育環境とするべく審査手順書に規定する予定。また、その具体的な基準値については、各自治体での基準、地域環境、魚種によっても様々であることから、審査員が状況に応じた柔軟な評価を行うものとする。
2.1.3	スキームオーナーの認定後のモニタリングと適切性の維持責任	別途文書化して公開	趣旨尤もなるも、養殖の認証規格で対応するものではなく、スキームオーナーのガバナンスの問題であり、認証機関への要求事項ほかで規定しており、HPの改修と併せて公開予定。
	認証過程の透明性 FAOガイドライン17条のd及びeで規定されている「審査過程の透明性」を担保するための制度の構築が必要	認証審査入りの公開 ステークホルダーとの協議 審査報告書のドラフトの公開 異議申立の受付、最終審査報告書の公開	本件も、ガバナンスに関する事項であり、「養殖認証規格に基づく認証を実施する認証機関への要求事項」等に対応する予定であり、HPの改修と併せて公開予定。
2.2	基準の合否ラインの明記 重大な不遵守が1件でもあれば不合格等の合否上意見の明記		ご指摘を踏まえ、審査手順書において合否ラインを明記する予定。
2.3.4	2.3.4「抗菌剤使用について」では、予防的投与の禁止、成長促進目的での投与の禁止も明記すべき		当該規格に記載するOIEの規約と原則を遵守することが、予防的投与の禁止、成長促進目的での投与の禁止となる。
原則4「環境保全への配慮」	養殖によりダメージを受けた生息地および養殖エリアの「回復」の規定を盛り込むべき		認証基準4.4は認証基準4.1でカバーしきれていない野生生物(哺乳動物・鳥類等)の生息環境への影響の配慮を意図したものであり、記載に誤解を招く点があることを考慮するとともに、ご指摘を踏まえ、認証基準4.4の意図する主旨を明確にするよう修正する。
4.1「環境保全への配慮」	表現が弱い、「定期的監視」をここに盛り込むべき		「検証・監視するための適切な手順」に定期的に監視する手順が定められていることを規格適合の要件として審査手順書において規定する予定。認証基準は認証適合のための大枠を示し、具体的な実施方法は受審者自身が定め、受審者の手順が基準に適合しているかどうかを判断することが認証審査の基本である。
4.1.1	魚を生産する側の考えしかない印象を受けた。そこで養殖に用いる器具器材の長期保管に伴う海への流出可能性に対する対策、つまり海ごみ防止を明記できないか		ご指摘(残置資機材)については4.1で包含している。また、4.1.1に対応する手順書において具体的に記載、規定する予定。
4.1.1	重金属、有害化学物質のそれぞれの具体的な補助リストを備えるべき		審査手順書にて規定する予定。
4.1.3	定期的監視だけでなく、リファレンスポイントを定め、基準内に収めること、かつ基準に近づいた場合の措置を規定すべき		審査手順書にて規定する予定。 知事が認定する漁場改善計画の立案、履行が指摘に対応したものとなる。
	判定指標4.1.3では「底質の悪化(中略)、有機物による汚染の増加等を	判定指標4.1.2:(前略)養殖場を含む周辺水域の水質が水	原則2は直接的な水質について規定し、原則4では周囲の水質環境

MEL 養殖認証規格案に対する意見対応表

	定期的に監視していること」とあり、環境に対する基準が定められていない。原則4においても水産用水基準への適合を要件とすべきである。なぜならば、MEL 認証における採点・合否判定は判定基準の 100%適合とするかは現時点で不明であることから、原則2だけではなく原則4でも環境基準への適合を定め、環境悪化が進んだ養殖場が不適切に認証を得ることがないようにすべきである。	産用水基準に適合し、汚水処理が適正に行われているとともに(後略)	について既定しており、原則2において水質不適合となれば、原則4を待たずに認証に到らない。 また、具体的な水質基準については、審査手順書の中で、用水のBDC・COD・全窒素量、底質のCOD・TS(全硫化物)等について規定することを予定している。
4.2	給餌料に関して 枯渇資源を使った給餌も認められるように読める	(修正案)「養殖に用いる給餌料は天然資源に与える影響を最小限に止める配慮がなされていること」	ご指摘を踏まえ、修正する。
4.2.2	「生餌」の定義が明確でない。 生餌と言っても、ミンチ、モイストペレット等があり、規定を明確に		生餌という用語を使用しないこととし、丸ごとの魚という用語を使用。
4.2.4	飼料原料に使用される魚粉や魚油、さらには植物原料などの過剰・不適切な利用は今や世界的な環境問題として認識されている。魚粉魚油の原料となる水産物の資源状態やトレーサビリティ、さらには植物原料についても持続可能性や違法性などの確認は必要である。	・判定指標 XXX: 飼料原料に使用される魚粉・魚油の産地を含むトレーサビリティが確保され、また天然魚由来の場合、IUU 漁業由来でないこと、資源量が良好であることが確認されている ・判定指標 YYY: 飼料原料に使用される植物原料の産地を含むトレーサビリティが確保され、その生産が生物多様性保全上重要な地域外で行われていることが確認されている	餌料原料の「トレーサビリティの確保」については審査手順書に規定する予定であったが、ご指摘を踏まえ、植物原料を含め、4. 2. 2に明記する。 また、魚粉、魚油の原料となる魚種の精密な資源状態の確認は、現状、魚粉、魚油の大部分を占める産業残渣(加工残渣を含む)等においてはほぼ不可能であり、将来的な課題とする。
	魚粉、魚油の使用の削減の基準を明確にすべき。 また、大豆やパームオイルなど植物由来の原料であっても、それが環境破壊につながらないように配慮する必要がある。		魚粉、魚油の使用の削減の基準については、審査手順書で言及。植物由来原料については、4.2.2 の修正で対応。
4.3.2	天然種苗の採取制限についてはBlimit 以下または加入乱獲状態にないこと、および Flimit を超えていないことを条件とすべき		本件は審査手順書への記載を検討することとする。
4.4	環境影響評価の実施は義務付けられていない。 「生物環境脆弱地域」が何を指すかが不明。	事前の環境影響評価の実施を義務づけるなどの規定が必要。特定の法に基づくなら根拠法を明記、そうでないなら用語の定義を。	「生息環境脆弱地域」も削除し、誤解を受けない様修正する。 認証基準 4.4 は認証基準 4.1 でカバーしきれていない野生生物(哺乳動物・鳥類等)の生息環境への影響の配慮を意図したものであり、記載に誤解を招く点があることを考慮するとともに、ご指摘を踏まえ、認証基準 4.4 および 4.4.1 を基準の意図する主旨を明確にするよう修正する。
4.4.1	養殖事業に伴う環境影響評価を定めた法律はないため、4.4.1 の環境影響評価の実施主体が不明瞭。第三者の監修もしくは第三者による環境影響評価を義務付けるべきである。また「(前略)当該地域における資源回復が図られていること」とあるが、漁獲対象となる水産資源を想起させる。底質・水質、藻場の再生、底生生物群衆などを含めた生態系全体を対象とすることを明記すべきである。	判定指標 4.4.1: (前略)関係法令等を遵守し、第三者による環境影響評価を行い、その結果に従うとともに(中略)、当該地域における環境回復が図られていること	認証基準 4.4 は認証基準 4.1 でカバーしきれていない野生生物(哺乳動物・鳥類等)の生息環境への影響の配慮を意図したものであり、記載に誤解を招く点があることを考慮するとともに、ご指摘を踏まえ、認証基準 4.4 および 4.4.1 を基準の意図する主旨を明確にするよう修正する。
4.4.2	4.4.2 害獣駆除の規定なら、原則2の中で規定すべき		原則2はあくまで養殖対象魚種そのものに関するもの。4. 4を適切に修正する。